

福島市立各小・中・特別支援学校長 様

福島市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業対応について（通知）

このことにつきまして、本日市内で新たな感染者が複数確認され、全体像も不明であることから、国の示したガイドライン等の基準を踏まえるとともに、児童・生徒の健康・安全を考え、市立小・中・特別支援学校全校を一斉臨時休業とすることとしました。

については、各校においては、下記により対応願います。

記

- 1 臨時休業の期間 令和2年4月8日（水）～令和2年4月21日（火）（14日間）
- 2 臨時休業期間の児童生徒への指導について
 - (1) 休業中においても児童生徒や保護者と連絡をとり、心身の健康状態について把握する。
 - 発熱等の症状が続くなどの症状がみられるよう場合は、福島市の「感染症に関する相談 専門 電話」または「帰国者・接触者相談センター」へ連絡するとともに、学校へも連絡する。
 - (2) 家庭学習を含め、規則正しい生活を心がけるよう指導する。
 - 自校の実態に応じて、家庭学習課題を準備し保護者に取りに来ていただく等、臨時休業期間中であっても児童生徒が自主的に学習に取り組める手立てを工夫する。
 - (3) 不要不急の外出を避けるとともに、手洗い、うがい、マスクの着用等感染防止対策を徹底するよう指導する。
- 3 その他
 - (1) P T Aの会議等は原則として中止し、実施する場合も必要最小限の参加者とする。
 - (2) 中学校における部活動は休止し、大会参加や練習試合等も自粛する。
 - (3) 感染予防のため自宅等での対応が原則となるが、小学校および特別支援学校においては、保護者が仕事を休めないなどの各家庭の実情により児童の居場所が必要となる場合、教室を開放するなど、各学校において対応願います。
 - ・ 小学校1～6年生
 - ・ 4月8日（水）～4月21日（火）の平日 8：30～15：00
 - ・ 4月8日（水）に限り、小学校においては給食の提供が可能である。
 - (4) 学童クラブ等から教室等学校施設借用の依頼があった場合には、柔軟に対応する。